

2024年1月22日

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、政府および全国銀行協会が目指す「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記の対応を実施しますのでお知らせいたします。

手形・小切手を電子化することで、現物紛失リスクの低減、押印・発送・保管等の事務負担の軽減、印紙代等のコスト削減など、さまざまなメリットがございます。当行では、手形・小切手に代わる決済方法として、インターネットバンキングによる振り込みや電子記録債権（でんさいサービス[※]）をご案内しております。

今後も、お客さまの利便性・生産性の向上に寄与できるサービスの提供に努めてまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※当行のでんさいサービスについて詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

記

1. 背景

2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に、「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を目標とする自主行動計画[※]を策定しています。

本対応は、こうした背景を踏まえ、手形・小切手の全面的な電子化およびお客さまのDX促進に向けた取り組みの一環として実施するものです。

※全国銀行協会策定の自主行動計画の詳細については、[こちら](#)をご覧ください。
(全国銀行協会のホームページに遷移します。)

2. 手形・小切手サービスへの対応

(1) 当座預金の新規口座開設の停止

新規口座開設停止日：2024年4月1日（月）

すでに口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用いただけます。

(2) 2027年4月以降を期日とする期日管理が必要な手形・小切手[※]の代金取立の受付停止

受付停止日：2024年4月1日（月）

該当の手形等をお持ちのお客さまは2024年3月29日（金）までにお取引店へお持ち込みください。なお、2024年4月以降に2027年4月以降を期日とする手形等を受け入れた場合は、支払呈示期間中にお取引店にお持ち込みいただくようお願いいたします。

※2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含みます。

以上